

目 次

ページ

議案甲第12号	専決処分の承認について（多久市税条例の一部を改正する条例）……………	1
議案甲第13号	専決処分の承認について（多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）……………	9
議案甲第14号	多久市印鑑条例の一部を改正する条例……………	14
議案甲第15号	多久市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………	16
議案甲第16号	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例……………	18
議案甲第17号	多久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	22
議案乙第14号	専決処分の承認について（令和7年度多久市一般会計補正予算（第9号））……………	23
議案乙第15号	専決処分の承認について（令和7年度多久市病院事業清算特別会計補正予算（第3号））……………	25
議案乙第16号	令和8年度多久市一般会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第17号	令和8年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊

報告第 1 号	令和 7 年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について……………	2 7
報告第 2 号	令和 7 年度多久市下水道事業会計予算繰越計算書の 報告について……………	3 1
報告第 3 号	令和 7 年度多久市土地開発公社事業報告及び決算に ついて……………	3 3
報告第 4 号	令和 8 年度多久市土地開発公社事業計画及び予算に ついて……………	3 4
報告第 5 号	令和 7 年度公益財団法人孔子の里事業報告及び決算 について……………	3 5
報告第 6 号	令和 8 年度公益財団法人孔子の里事業計画及び予算 について……………	3 6
報告第 7 号	令和 7 年度一般財団法人多久市学校給食振興会 事業報告及び決算について……………	3 7
報告第 8 号	令和 8 年度一般財団法人多久市学校給食振興会 事業計画及び予算について……………	3 8
報告第 9 号	専決処分の報告について……………	3 9

議案甲第12号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、多久市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

多久市長 香 月 正 則

別紙

多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和29年多久市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の2を削る。

第81条の2の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の2とする。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 83 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第 33 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「施行規則第 33 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 10 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 7 項中「附

則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第4号イ」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項及び第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第17項を第13項とし、第18項を第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築

物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から附則第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多久市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(多久市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 多久市税条例の一部を改正する条例（平成26年多久市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案甲第13号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

地方税法施行令等の一部改正に伴い、多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

多久市長 香 月 正 則

別紙

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第21条中「66万円」を「67万円」に、「キ及びクに掲げる額を減額して得た額」を「キからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」に改め、同条第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

第21条第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

第21条第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

第21条の4各号列記以外の部分中「課する所得割額及び被保険者均等割額」

を「課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、「当該所得割額及び被保険者均等割額」を「当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同条第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第21条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条の4の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者の均等割額の減額)

第21条の5 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第21条、第21条の3又は前条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第8条」の次に、「第9条の3」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案甲第 1 4 号

多久市印鑑条例の一部を改正する条例

多久市印鑑条例（昭和 5 0 年多久市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、登録者が自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード（以下「特定在留カード」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）を添えて当該申請を行う場合は、登録証の添付を省略することができる。

第 1 3 条第 2 項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

第 1 3 条の 2 第 1 号中「記録した個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

第 1 5 条第 1 号中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第15号

多久市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多久市子どもの医療費の助成に関する条例（平成元年多久市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第7号を削る。

第3条第2項を削る。

第3条の2第1項中「第1号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「第1号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、同条第2項中「第1号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、「一部負担金」の次に「又は医療費の全額」を加え、同条第3項中「第1号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第5条中「第1号対象者の保護者」を「助成対象者」に改める。

第6条第1項及び第2項中「第1号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、同条第3項中「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に改め、同条第4項中「一部負担金」の次に「又は医療費の全額」を加える。

第7条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条第1項中「子ども」を「、子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第4条の規定にかかわらず、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例に定める助成をしないものとする。

(1) 多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年多久市条例第28号）により医療費の助成を受けるとき。

(2) 多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和58年多久市条例第2号）により医療費の助成を受けるとき。

第7条第4項を削る。

第8条中「第1号対象者の保護者」を「助成対象者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多久市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

高校生年代の子どもへの医療費の助成方法を変更するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第16号

多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する

条例

多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年多久市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 保険医療機関等 社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者（同条第4号の児童にあっては、その養育者）に監護されている児童であって、進学等の理由により多久市内に住所を有しないものを助成対象者とすることができる。

第4条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「定める医療費を支給しない」を「よる医療費の助成をしないものとする」に改め、同条第1号中「その他の法令等により、医療費の全額給付を受けるとき」を「の規定により、保護の適用を受けているとき（保護停止期間を除く。）」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条に次の2項を加える。

2 次条の規定にかかわらず、助成事由が第三者行為によって生じた場合において、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その額の限度において助成をしないものとする。

3 市長は、助成事由が第三者行為によって生じた場合において、この条例による助成を行ったときは、その助成額の限度において、助成対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとする。

第5条を次のように改める。

(助成の額)

第5条 市長は、助成対象者が県内の保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細ごとに、当該助成対象者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。

(1) 保険医療機関等への入院に係る保険給付を受けた場合 一部負担金から1月につき500円を控除した額

(2) 前号に掲げるもの以外に係る保険給付を受けた場合 一部負担金から1回につき500円を控除した額(一部負担金の額が500円に満たない場合は、当該一部負担金の額)。ただし、保険給付を2回以上受ける場合の2回目以降については、0円

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者が薬局において保険給付を受けた場合は、一部負担金に相当する額の全額を助成するものとする。

3 第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う病院又は診療所は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ個別の保険医療機関等とみなす。

4 第1項及び第2項の規定による助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付等を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

第6条中「又はその保護者は、前条に定める医療費助成金(以下「助成金」という。)」を「が医療費の助成」に改める。

第7条第2項中「8月31日」を「10月31日」に、「9月1日」を「11月1日」に改める。

第8条中「医療機関又は指定調剤薬局等」を「保険医療機関等」に改める。

第9条を次のように改める。

(助成の方法)

第9条 市長は、助成対象者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合には、保険医療機関等の請求に基づき、助成すべき額を当該保険医療機関等

に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し助成を行ったものとみなす。

第13条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(高額療養費等の受領権)

第14条 市長は、第5条の規定により助成を行った場合においては、その助成額の限度において受給資格者が保険者に対して有する高額療養費及び高額介護合算療養費の受領権を取得するものとする。

第12条中「給付」を「医療費の助成」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「助成金の給付」を「この条例による医療費の助成」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(助成の申請)

第10条 受給資格者は、前条の規定にかかわらず、保険医療機関等で一部負担金又は医療費の全額を支払った場合において、医療費の助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、一部負担金又は医療費の全額を支払った日から起算して1年以内に行わなければならない。

- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、第5条第1項又は第2項の規定により助成すべき額を受給資格者に助成するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療

費の助成については、なお従前の例による。

- 3 令和8年9月1日から令和8年10月31日までに交付した受給資格証の有効期間は、第7条第2項の規定にかかわらず、当該交付日から令和9年10月31日までとする。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第7条第1項の規定により交付されている受給資格証は、新条例第7条第1項の規定により交付された受給資格証とみなす。

上記の議案を提出する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

ひとり親家庭等への医療費の助成方法を変更するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 17 号

多久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

多久市下水道事業の設置等に関する条例（令和 4 年多久市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 9 月 24 日）から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 3 日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案乙第14号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度多久市一般会計補正予算（第9号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

令和7年度多久市一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度多久市一般会計補正予算（第9号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第15号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度多久市病院事業清算特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

令和7年度多久市病院事業清算特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度多久市病院事業清算特別会計補正予算（第3号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

多久市長 香 月 正 則

報告第1号

令和7年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和7年度多久市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

11 災害復旧 費	2 農林業施設 災害復旧費	現年発生農地災害復旧事業	6,000,000	4,596,000			2,298,000	100,000	1,149,000	1,049,000	
		現年発生農業用施設 災害復旧事業	13,200,000	10,702,000			6,421,000		2,140,000	2,141,000	
		過年発生林道災害復旧事業	154,454,000	119,775,100			116,062,000	3,000,000			713,100
		現年発生林道災害復旧事業	3,000,000	3,000,000			1,500,000	200,000			1,300,000
	3 公共土木施設 災害復旧費	現年発生公共土木施設 補助災害復旧事業	16,500,000	16,500,000			10,581,000	5,200,000			719,000
		現年発生公共土木施設 単独災害復旧事業	10,000,000	10,000,000							10,000,000
		計	943,044,000	688,952,940	0	272,798,000	156,254,000	191,100,000	20,455,840	48,345,100	

報告第2号

令和7年度多久市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和7年度多久市下水道事業会計予算の一部を繰り越したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

令和7年度 多久市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						既収入	国支出金	企業債	損益勘定留保資金等	特定財源			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業(管渠建設工事)	269,140,000	38,729,900	230,410,000	0	90,553,000	129,800,000	10,057,000	100	0		
	1	建設改良費	208,060,000	0	208,060,000	50,429,500	63,916,000	93,700,000	14,500	0	0		う回路や交通規制に関する地元調整に時間を要したため
計			477,200,000	38,729,900	438,470,000	50,429,500	154,469,000	223,500,000	10,071,500	100	0		資材の調達に期間を要したため

報告第3号

令和7年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和7年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

報告第4号

令和8年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和8年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

報告第5号

令和7年度公益財団法人孔子の里事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和7年度公益財団法人孔子の里事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

報告第6号

令和8年度公益財団法人孔子の里事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和8年度公益財団法人孔子の里事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

報告第7号

令和7年度一般財団法人多久市学校給食振興会事業報告及び決算
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和7年度一般財団法人多久市学校給食振興会事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

報告第 8 号

令和 8 年度一般財団法人多久市学校給食振興会事業計画及び予算
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度一般財団法人多久市学校給食振興会事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 3 日

多久市長 香 月 正 則

報告第9号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日

多久市長 香 月 正 則

専決第7号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

多久市長 香 月 正 則

事故の内容	訪問先の駐車場から出庫する際、駐車中の車両に接触し、破損させた。
事故発生年月日	令和7年11月21日
損害賠償の相手方	多久市内在住者
損害賠償の額	360,400円（物件損害）